

議案第9号

木古内町国民健康保険事業基金条例制定について

木古内町国民健康保険事業基金条例を別紙のとおり制定する。

平成29年6月20日提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

## 木古内町国民健康保険事業基金条例

### (設置)

第1条 国民健康保険事業の円滑な財政運営を図るため、国民健康保険事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (基金の繰替運用)

第5条 町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 次の各号の一に該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 保険給付に要する費用に不足を生じた場合
- (2) 災害等特別の理由により保険給付に要する費用に不足を生じた場合
- (3) 国民健康保険税の軽減に充てる場合
- (4) 前第3号に定めるもののほか、財政上必要があると認める場合

### (委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関して必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。